

入札のご案内

令和4年度 第1回立木資格付一般競争入札

入札日 12月14日（水）

入札開始 10時30分

入札締切 10時35分

開札 締切後即時開札



上越森林管理署

〒943-0172 上越市大道福田555番地

電話 025-524-2180 FAX 025-524-2189

令和4年度 第1回
立木資格付一般競争入札のご案内

拝啓

晩秋の候、皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から国有林野事業の業務運営に対し、格別なご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご案内のとおり、令和4年度第1回立木資格付一般競争入札を12月14日（水）に実施することといたしました。

公売に先立ち、11月16日（水）に現地案内を計画しておりますので販売物件を熟覧のうえ、入札にご参加下さいますようご案内申し上げます。

敬具

上越森林管理署長 田 中 直 哉

公 売 公 告

令和4年10月28日

分任契約担当官

上越森林管理署長 田中 直哉

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和4年12月14日（水）

入札開始10時30分

締切 10時35分 締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

上越森林管理署 会議室

3 郵便入札

認めます。

(1) 送付場所 〒943-0172

新潟県上越市大道福田555 上越森林管理署

(2) 到着期限 12月13日（火） 15時00分必着。

*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

(3) その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と**朱書**し、書留または配達証明でお送り下さい。

4 入札物件

(1) 次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（皆伐・間伐）

エ 国有林

オ 搬出期間

カ 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件毎の(特約事項・入札条件等)については、別添「特約事項」を参照して下さい。

5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書(林産物の売払)」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。
- (3) 関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

(1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」(別紙1-1)の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任

状」(別紙1-2)を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」(別紙2)のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙3)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 契約の締結期限は令和4年12月23日(金)までとします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

12 代金の延納

(1) 1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品

の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。（年利0.59%）

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

- （2）延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- （3）延納期限は、1,000㎡未満は6ヶ月以内、1,000㎡以上は10ヶ月以内とします。

1.3 物件の引渡

- （1）物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- （2）物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を上越森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。
- （3）引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を上越森林管理署長に提出して下さい。

1.4 各規程等の閲覧場所

- （1）販売物件明細書、契約書案
 - ア 販売物件明細書：上越森林管理署ホームページで閲覧して下さい。
 - イ 契約書（案）：上越森林管理署で閲覧して下さい。
上越森林管理署のホームページアドレス
<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/joetu/index.html>
- （2）各規程等
 - ア 国有林野事業林産物売買契約約款
 - イ 国有林野の産物売払規程
 - ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得
 - エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）
上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。
関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報
ホームページを閲覧できない方は、上越森林管理署業務グループ（経営担当）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

15 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。

16 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

上越森林管理署 総務グループ

電話番号 025-524-2180 FAX番号 025-524-2189

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

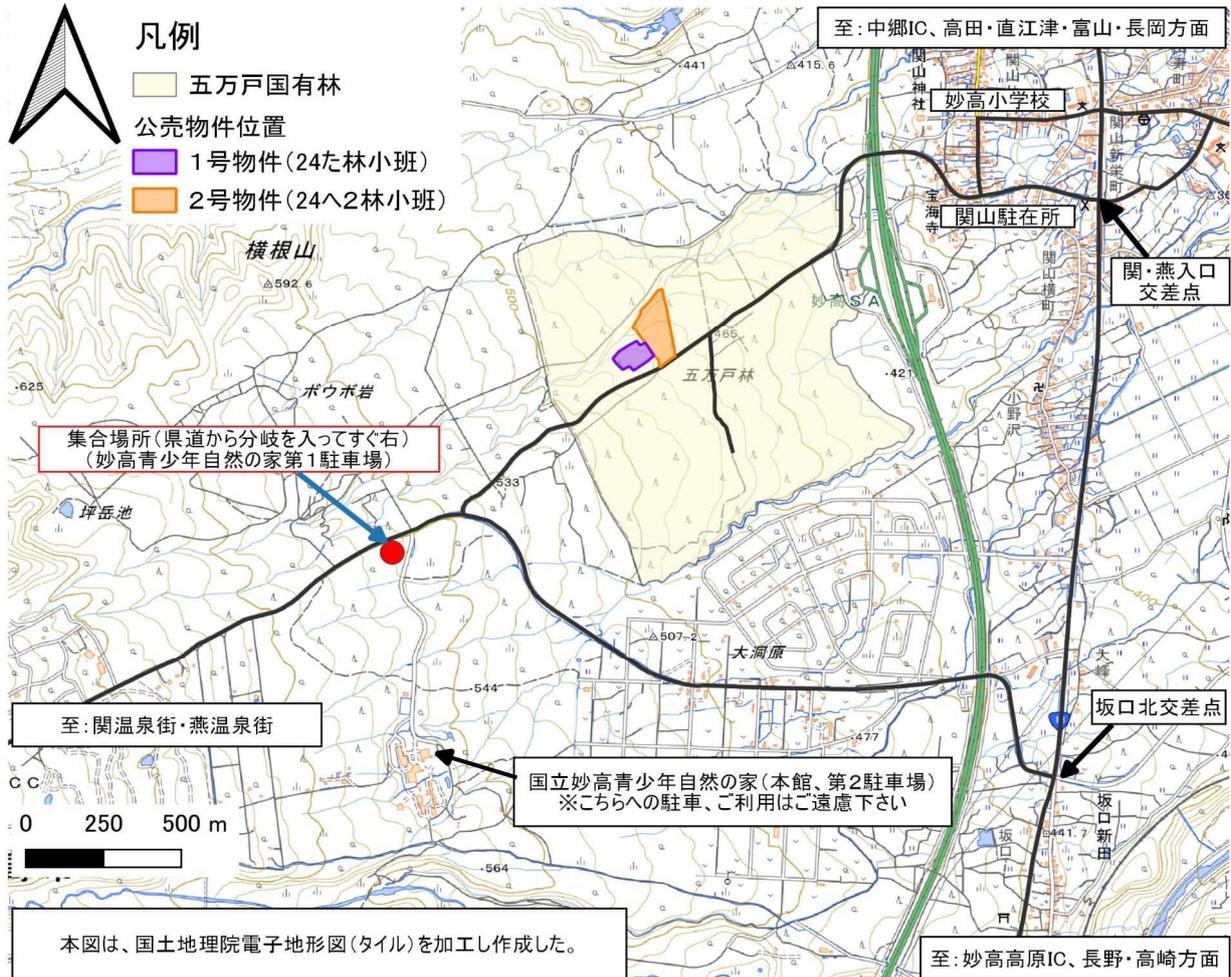
入札物件一覧表

物件	森林事務所	市町村	国有林	林小班	林齢(約)	法令制限	樹種	面積(ha)	本数(本)	材積(m ³)	伐採種	備考
1	妙高	妙高市	五万戸	24た	114	防風保安林 普通共用林野	スギ外	0.78	360	554.04	皆伐	
2	妙高	妙高市	五万戸	24へ2	89	防風保安林 普通共用林野	スギ外	1.60	204	247.90	間伐	
計									564	801.94		

現地案内

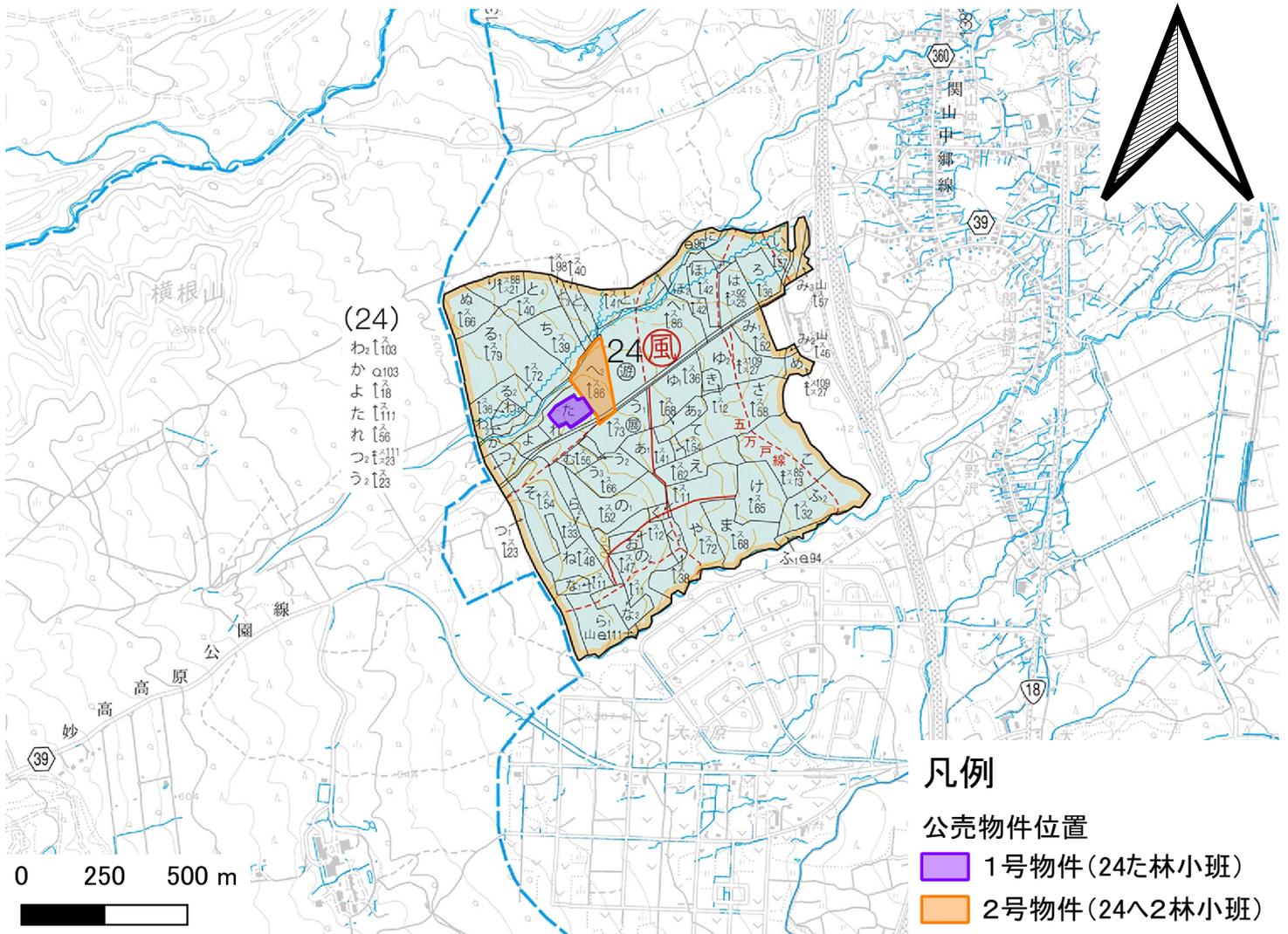
現地案内を下記の日程により行います。多数のご参加をお待ちしております。

物件番号	現地案内日時	集合場所	案内者
1・2	11月16日(水) 午後1時30分集合	国立妙高青少年自然の家 第1 駐車場 (新潟県妙高市関山6323-2) ※1 本件について、集合場所(国立妙高青少年自然の家)への直接のお問い合わせはご遠慮ください。 ※2 集合場所及び現地にお手洗いはありませんのでご了承ください。	森林官(妙高) 妙高森林事務所: 0255-82-4850 上越森林管理署: 025-524-2180 当日: 090-1405-1201



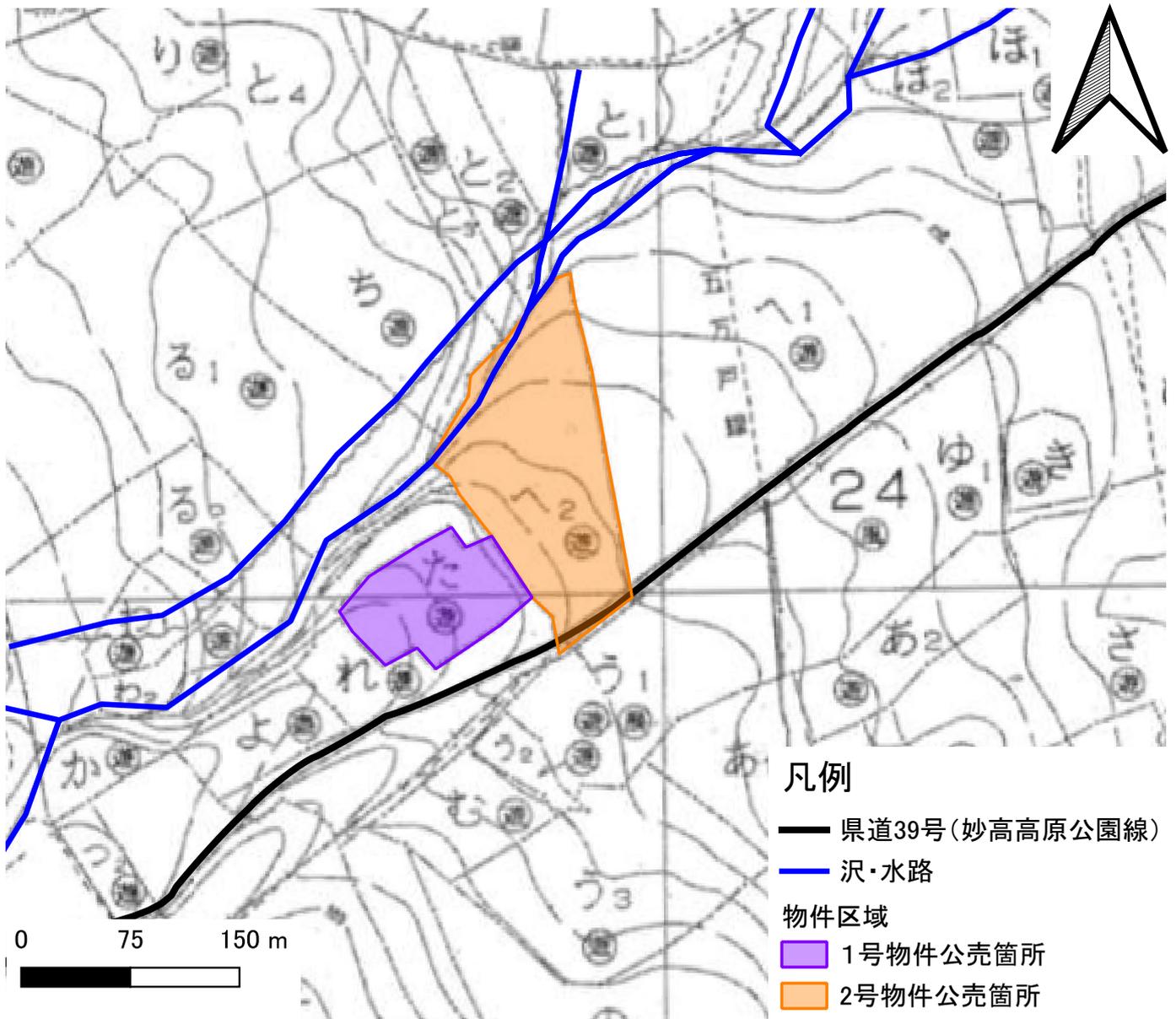
1・2号物件位置図

- 1号物件 妙高市大字関山字五万戸国有林24た林小班
- 2号物件 妙高市大字関山字五万戸国有林24へ2林小班



1・2号物件区域図

1号物件 妙高市大字関山字五万戸国有林24た林小班
2号物件 妙高市大字関山字五万戸国有林24へ2林小班



販売物件明細書

物件番号	1								
物件所在地	新潟県妙高市大字関山字五万戸国有林24た林小班								
森林事務所	妙高森林事務所								
面積	林齢	林名区分	伐採種	樹種	種類	材種	本数 (本)	材積 (m³)	搬出期間
0.78ha	約114年生	国有林	皆伐	スギ	生立木	一般材	322	541.85	36ヶ月
				一般材計			322	541.85	一般材
									平均直径
				スギ	生立木	低質材	18	7.66	46cm
				L	生立木	低質材	20	4.53	
				低質材計			38	12.19	
合計							360	554.04	

スギ一般材立木径級別本数内訳

径級 (cm)	本数 (本)						
24	1	42	23	60	5	78	0
26	1	44	36	62	8	80	1
28	0	46	28	64	4		
30	4	48	26	66	4		
32	13	50	18	68	4		
34	13	52	22	70	3		
36	14	54	13	72	2		
38	23	56	14	74	1		
40	30	58	10	76	1	合計	322

メモ

	入札者	入札金額
1 番札		
2 番札		
3 番札		

販売物件明細書

物件番号	2								
物件所在地	新潟県妙高市大字関山字五万戸国有林24へ2林小班								
森林事務所	妙高森林事務所								
面積	林齢	林名区分	伐採種	樹種	種類	材種	本数 (本)	材積 (m³)	搬出期間
1.60ha	約89年生	国有林	間伐	スギ	生立木	一般材	204	247.90	36ヶ月
				一般材計			204	247.90	一般材
									平均直径
									42cm
合計							204	247.90	

スギ一般材立木径級別本数内訳

径級 (cm)	本数 (本)						
28	4	46	14	64	0		
30	5	48	11	66	1		
32	13	50	13				
34	14	52	5				
36	13	54	3				
38	22	56	4				
40	23	58	3				
42	29	60	3				
44	22	62	2			合計	204

メモ

	入札者	入札金額
1 番札		
2 番札		
3 番札		

令和4年度上越森林管理署 第1回立木公売



1号物件 24た林小班



1号物件 24た林小班



1号物件 24た林小班



2号物件24へ2林小班

特約事項

今回実施の第1回立木資格付一般競争入札については、下記のとおり入札条件がありますので、ご留意のうえ入札して下さい。

上越森林管理署長

入札条件

- 1 現地案内で説明した入札条件等の事項について承知した上で入札して下さい。なお、現地案内に参加されなかった方の入札についても、現地案内で説明した入札条件等の事項について承知したものとみなします。
- 2 1号物件については、地上高1.2mの高さに成長錐調査履歴のある立木が複数存在する可能性が非常に高いことにご留意ください。
- 3 林産物や林業機械のトラック運搬について、運搬に使用する車輛が運搬区間の道路等周辺施設に損傷を与えず走行できるか現地確認のうえ入札して下さい。また、私道・公道における申請等については、買受けた方において所定の手続きを行うこととなります。万一、道路等周辺施設に損傷を与えた場合は、買受けた方が当該所有者と協議のうえ、買受けた方の負担により修復または賠償等を行っていただくこととなります。
- 4 物件を買受けた方は、伐採搬出に際して労働安全衛生に十分配慮し、作業制限事項及び搬出期限等を遵守のうえ作業して下さい。
なお、作業前に必ず「作業計画届」及び「無料利用請書（区域外の利用がある場合）」を妙高森林事務所森林官へ提出して下さい。
- 5 保安林伐採協議の関係上、令和5年1月から令和5年3月間における伐採予定可否について、必ず事前に妙高事務所までご連絡下さい。
- 6 保安林に指定されている箇所における立木の伐採、作業道・土場の作設等土地の形質変更等に係る法令手続きについては県知事への申請が必要となりますので、買受けた方において許可申請をお願いいたします。
申請の際は事前に妙高森林事務所あてご連絡いただきますよう、お願いいたします。
なお、許可区域以外での搬出路・土場の作設及び立木の伐採は認められませんのでご注意ください。

- 7 支障木の調査及び保安林内立木伐採協議の手続きには時間を要するので、予め余裕をもって 妙高森林事務所へ申し出て下さい。
- 8 県道へ敷鉄板や看板等工作物を設置する場合等には、新潟県上越地域振興局への「占用許可申請」等の手続き、妙高警察署への「道路使用許可申請」等の手続きが必要となりますので、必要な場合は買受けた方が所定の手続きを行っていただきますが、事前に妙高森林事務所あてご連絡いただきますよう、お願いいたします。
- 9 現場及び現場周辺の自然環境等の保全のため、作業によって発生した根株や末木枝条等は安定させ谷筋、沢地、河川や水路の流路等へ残置しないで下さい。
また、降雨等による作業道及び土場の損傷・土砂流出を防ぐため、作業道等の作設及び使用に当たっては、水切りの作設等適切な対策を講じていただきますよう、お願いいたします。
- 10 森林作業道（搬出路）作設時は、別紙「特記仕様書」のとおり作設してください。
- 11 新潟県道39号線（妙高高原公園線、以下県道）に沿って電線があるため、十分注意して作業してください。
- 12 買受けた立木については、搬出期間内に原則全て搬出をお願いいたします。
- 13 伐採搬出の際は、「官民境界標識」に毀損、亡失等のないように作業を行ってください。万一、毀損等があった場合は、買受けた方の負担で復元していただくこととなります。
- 14 種苗事業における精度の高い計画の策定のため、「立木伐採スケジュールに関するアンケート」の提出のご協力をお願いいたします。
- 15 搬出が完了しましたら現地を確認いたしますので、林業機械収去前に妙高森林事務所へご連絡いただきますようお願いいたします。

無 料 利 用 請 書

申請者住所

氏名 (名称)

連絡先

申請年月日 年 月 日

承認者

承認番号 第 号

承認年月日 年 月 日

国有林野の無料利用に関し、下記条項を承諾の上請書を提出します。

記

国有林野 所在地	
利用用途	
国有林野面積	h a
利用期間	自 年 月 日 至 年 月 日
利用者	住所・連絡先： 氏名又は名称：
添付資料	実測図、位置図 ※国有林野管理規程（昭和 36 年農林省訓令第 25 号）第 81 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる場合において、実測の必要がないと認められる場合は、見取図をもって実測図に代えることができる。
備考	

条 項

- 1 利用承認を受けた国有林野（以下「利用承認地」という。）を利用目的以外の用途にこれを使用し、又は転貸をしないこと。
- 2 利用期間が満了したときは、直ちに返地届を提出するとともに上越森林管理署長の指示による跡地検査に立ち会うこと。利用期間満了前に返地しようとするとき、又は第4項第1号若しくは第2号の規定によりこの承認を取消されたときにおいても、同様とする。
- 3 利用者は利用承認地を返還するときは、上越森林管理署長の指定する期日までに自己の負担において原状に回復すること。ただし、原状に回復することが適当でないと上越森林管理署長が認めるときは、この限りでない。
- 4 次の各号の一に該当するときは、この承認の全部又は一部を取消されても異議の申し立てをしないこと。
 - (1) この請書に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 利用者が、国有林又はその産物に被害を与えたとき。
 - (3) 国において公用、公共用又は公益事業の用に供するため、利用承認地を必要とするとき。
- 5 利用者の責に帰する事由により、利用承認地の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又は毀損による利用承認地の損害に相当する金額を損害賠償として上越森林管理署長に納付すること。
- 6 前項に掲げる場合のほか、この請書に定める義務を履行しないため国に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として国に納付すること。
- 7 利用者は、利用承認地の利用に関連して、当該利用承認地及びその周辺において、土砂の崩壊若しくは流出又は火災等の災害により国の所有する立木その他地上物件に被害が発生又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく上越森林管理署長に届け出るものとする。
- 8 利用承認地の使用により、土砂の崩壊、流出等国土保全上支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、利用者は遅滞なく適切な措置を講じなければならない。また、これに関し上越森林管理署長の指示があったときは、それに従わなければならない。
- 9 上越森林管理署職員又はその認めた者が業務の必要上、利用承認地を通行又は利用することがあってもこれを拒まないこと。

別紙

特記仕様書

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）に基づき、地形・地質、気象条件やこれまでの関東森林管理局管内における路網施行状況等を踏まえ定めたものである。

作設する路網は間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再生林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道であり、路体は土構造を基本に、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置することとし、本特記仕様書により作設とする。

なお、本特記仕様書に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

第1 路網

1 配置

路網は、フォワーダ等車輛系機械（以下、林業機械等）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ① 地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
- ② 地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③ 排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
- ④ 急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
- ⑤ S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

2 幅員

幅員は、3m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

3 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩浸食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を穏やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

- ① カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。

② 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

第2 施工

1 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

2 盛土

盛土については、地山に段取りを行った上で、30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

3 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

4 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

第3 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知った時は、監督職員に報告し、指示を受ける。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

2 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

森林作業道作設時のチェック表

項目	確認内容	内容の適否					指示事項
		林小班	林小班	林小班	林小班	林小班	
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
伐開	① 伐開幅は、幅員に応じ必要最小限の幅となっているか						
幅員	① 幅員は3mまでとなっているか						
	② 林業機械での作業の安全性や作業性は確保されているか(作業区間は0.5m程度付加されているか)						
勾配・排水	① 縦断勾配は、木材を積載した車両が安全に走行できるか						
	② 縦断勾配は、緩やかな波状で分散排水になっているか						
	③ 横断勾配は原則水平となっているか						
	④ 横断勾配を谷側にわずかに低くした場合、必要に応じ丸太等で路肩の浸食防止を行っているか						
	⑤ 下り走行のカーブの谷側は水平となっているか						
	⑥ 上記⑤のカーブでは上部の入り口付近で排水しているか						
切土	① 切土の法高は1.5m程度以内となっているか						
	② 法面勾配は直切りとなっているか(土質、切土高が高い場合は6分(岩石3分))						
盛土	① 概ね30cm程度の層ごとにバケツ及び履帯で十分締め固めを行っているか						
	② 法面の勾配は、概ね1割となっているか(盛土高が2mを越える場合は1割2分)						
簡易構造物	① 構造物の設置は現地発生資材(丸太等)を活用しているか						
その他	① 土砂の流失、土石の転落防止は適切に行われているか						
	② 根株やび取り表土は盛土法面の保護として活用されているか						
	③ 表土は真土と交互に概ね30cmごとの層毎にバケツで十分締め固めを行っているか						
	④ 根株は作業に支障がないよう固定されているか						
	⑤ 根株は丸ごと路体内に完全に埋没していないか						

注) 内容の適否は、適切が○、一部修正が必要なもの△、否が×を記載する。なお、△と×の場合は、必要な指示を行い、指示事項欄にその指示内容を記載する。

立木買受業者の皆様へ（協力をお願い）

種苗事業における精度の高い計画の策定のため、以下のアンケートについてご回答のほどよろしくお願いいたします。

注1 本アンケートの対象は皆伐する立木のみであり、間伐や土場や作業道等の作設に係る支障木等については不要です。

注2 提出時期は、立木売買契約後に「新規」として提出し、その後、着工時や計画の変更が生じた際に「変更」として適宜提出してください。

上越森林管理署 業務グループ 森林育成担当

立木伐採スケジュールに関するアンケート（新規・変更）

上越森林管理署 森林育成担当 あて

令和 年 月 日

1 契約者住所氏名	
2 買受物件の所在	令和4年度 第1回公売 五万戸国有林 24 た林小班
3 着手予定月	令和 年 月 日
4 完了予定月	令和 年 月 日
5 棄権（予定面積）	買受物件については、原則として全て伐採することと定められているものの、特別な事情がある場合においては棄権が認められています。 更新面積の正確性を期すため、現状で棄権の発生が見込まれる場合はおおよその面積を記載してください。 棄権（見込）面積 : 約 h a

入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

年 月 日

分任契約担当官

上越森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名押印」を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。